

天童市議会基本条例

(平成26年条例第14号)

解 説

天童市議会

平成26年4月

前文

天童市議会（以下「議会」という。）は、市民から直接選挙で選ばれた天童市議会議員（以下「議員」という。）によって構成される合議制の意思決定機関であり、同じく市民から直接選挙で選ばれた天童市長（以下「市長」という。）と、相互に独立・対等の関係にある二元代表制の一翼を担っている。

議会と市長は、この二元代表制の下、それぞれの異なる特性を活かして、健全な緊張関係を保ちつつ、相互に抑制と均衡を図りながら、市民の福祉向上という共通の目的の実現を目指さなければならない使命が課せられている。

地方分権の推進に加え、新たに地域主権が唱えられている今日、地方自治はこれに沿って種々の改革が加えられ、地方自治体の権限が拡大してきている。同時に議会もまた、新たな役割と責任が求められ、これまで以上の監視、調査及び政策立案機能を発揮しなければならなくなっている。

このような中、議会は、改めて住民自治という「地方自治の本旨」を踏まえ、市民の代表機関としての役割と責任を自覚し、地域の様々な課題及び市民の意思を的確に把握し市政に反映させるべく、時代の変化に応じた議会運営及び権限の強化に努め、自立した真の民主的な地方自治の実現に向けて、不断に努力していくことを決意した。

ここに、議会及び議員の果たすべき役割と責務を明確にするとともに、市長その他執行機関（以下「市長等」という。）及び市民との関係について定め、地方自治の目的である市民の福祉向上と地域の活力ある発展に寄与する議会を実現するため、この条例を制定する。

【解説】

地方議会の現在置かれている状況を踏まえ、市民と議会のあり方を確認し、市民の負託に応えられる議会となるよう、不断に努力していくという天童市議会の決意を述べたものです。

地方自治をめぐるのは、市町村合併をはじめ中央集権から地方分権への流れの中で種々の制度改革が加えられてきております。地方分権推進法をはじめとするこれらの改革は、近年の「地域主権」という言葉で分かるように住民自治の拡大であり、ひいては団体自治（地方自治体の権限）の拡大であります。

この地方自治体の権限が拡大するということは、同時に責任が拡大することでもあります。自らの責任と判断で住民の負託に応じていかなければならないこととなります。このためには、自己決定権や自己責任の原則に基づいて、住民自治の根幹である議会の活性化や積極的な住民参加が必要となってきます。

地方議会は住民の意思とかけ離れることなく、従来からの意思決定機能や執行機関の監視機能をより一層充実・強化していかなければなりません。加えて、地方自治体の自

主的な政策立案の範囲が拡大するという中で、二元代表制の下での議会と市長は、共に対等な立場で政策形成機能の強化と住民への説明責任を果たすことがますます重要になってきています。

天童市議会は、このような状況を十分に認識し、二元代表制の下での市長との関係、市民との関係、自らの役割と責務を明確にし、市民の負託に応えられる議会となるよう不断に努力していくことを決意し、この条例を制定することを宣言したものです。

「地方自治の本旨」とは

日本国憲法第92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」と規定されています。ここでいう法律のうち最も中心となる法律が地方自治法です。

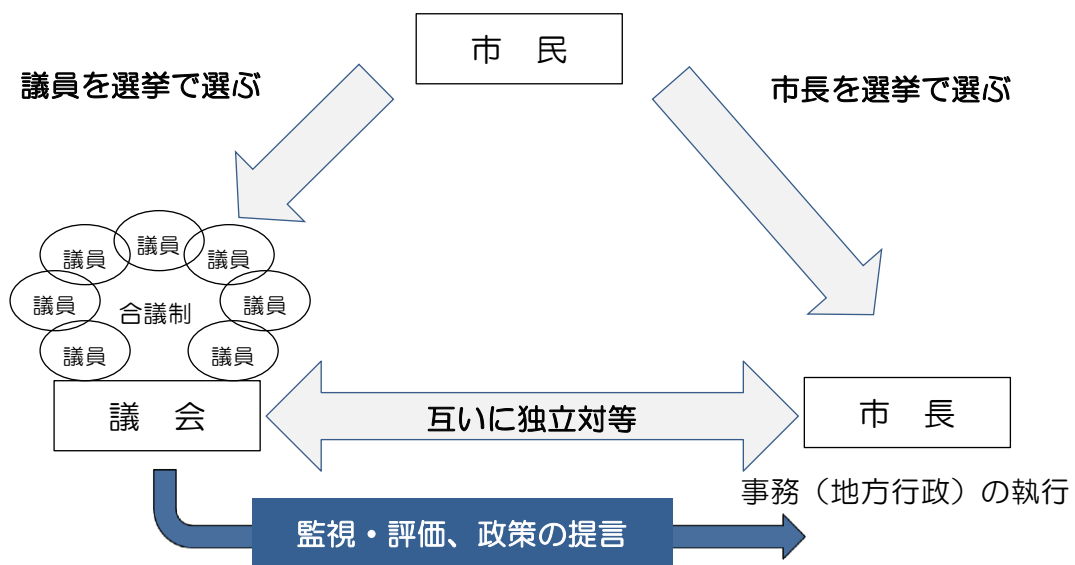
地方自治の本旨とは、一般的に「団体自治」と「住民自治」の両面から地方自治が確立されることといわれています。

『団体自治』とは、国家から独立して事務（地方行政）を処理する機能を与えられ、自らの判断において事務を処理することをいいます。

『住民自治』とは、その地域の住民の意思と責任で事務（地方行政）を処理することをいいます。

「二元代表制」とは

地方公共団体の基本的構造として、執行機関としての市長と、議事機関としての合議制の議会を設置し、市長と議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選ぶ制度をとっています。これを「二元代表制」といいます。



第1条（目的）

この条例は、議会の役割と責務を明らかにするとともに、議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

ここでは、天童市議会基本条例を制定する目的を述べています。

議会は、どのような責任を負い、どのような活動をすべきなのか等、議会と議員に関する基本的なことを定め、それを確実に実行することによって市民の福祉向上と市勢発展に寄与することを目指しています。

第2条（議会の役割）

- 1 議会は、市長等が提案する事業計画、予算、条例等を審議し、及び議決する議事機関である。
- 2 議会は、市長等が適切な事務執行を行っているかを監視し、及び評価する機関である。
- 3 議会は、市民の福祉向上のために、民意を反映した政策立案及び提案を行う機関である。

【解説】

ここでは、議会がどのような役割を担うのかを述べています。

議会は、二元代表制の下、市の意思決定機関として、市長等が提案した議案等について、十分な議論を尽くして議決を行います。また、適正な市政運営が行われているか監視し評価します。

さらに、多様な市民の意見を把握し、その意見を適切に反映して、政策立案や政策提言を行います。

第3条（議会の責務）

- 1 議会は、公平性及び透明性を確保しながら、市政運営を監視し、及び評価しなければならない。
- 2 議会は、情報公開及び市民参加を進めながら、市民に対し、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 3 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会改革に努めなければならない。

【解説】

ここでは、議会としての責務を述べています。

議会は、公正な立場で市政を監視し、成果等について評価します。また、議会の活動状況はインターネット中継や議会報告・意見交換会等で積極的に公開するとともに、市民参加を進めます。

さらに、議会運営については、市民に分かりやすくするために、社会情勢を踏まえながら議会のあり方を研究し、常に議会の改革に努めます。

第4条（議員の活動原則）

- 1 議員は、市政全般の課題について、多様な市民の意見を把握するとともに、常に的確な判断ができるように、自己の能力及び資質を高める不断の研鑽に励み、市民の代表として信頼を得る活動に努めなければならない。
- 2 議員は、議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市全体の課題解決と市民の福祉向上のために活動しなければならない。
- 3 議員は、議案の審議及び審査に当たり、議員相互間の自由な討議に努め、議論を尽くさなければならない。

【解説】

ここでは、議員個人が活動するうえでの原則を3点述べています。

- 1 議員は市民の代表であることから、常に市民の声に耳を傾けながら、市民全体の利益のために行動することとし、自己啓発、研修や調査活動をしながら自己研鑽に励み、信頼されるよう活動します。
- 2 個々の議員は、議会の役割を認識したうえで、活動が、一部の団体・地域に偏ることなく、天童市政治倫理条例に基づき、市全体の課題解決と市民の福祉向上のために活動します。
- 3 議会が言論の場であることを踏まえ、議員間で、お互いの考え方や意見を尊重しつつ、議案や課題について自由かつ十分な議論を尽くします。

第5条（議長の責務）

議長は、議会を代表し、公正かつ中立な立場で職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければならない。

【解説】

ここでは、議長の責務を述べています。

地方自治法第104条で、議会の議長は、議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する権限と役割を有するとあります。議長は、その権限と役割を適正に行使するとともに、公正、中立な立場で偏らない議会運営を行うことを規定したものです。

第6条（市民参加及び市民との関係）

- 1 議会は、全ての会議を原則として公開するとともに、議会活動に関する情報を積極的に公表し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。
- 2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の意見並びに専門的及び政策的な見識を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、市民に対し、議会活動全般を報告し、市政全般の課題について意見交換を行うものとする。

【解説】

ここでは、市民に情報を発信し、議会としての説明責任を果たすことや、市民参加について述べています。

- 1 本会議はもちろんのこと、常任委員会、特別委員会など、すべての会議を原則として公開します。ただし、例外として、プライバシーの保護やその他の事由などから非公開とする場合があります。

また、議会の情報は、天童市議会ホームページでのお知らせや本会議のインターネット中継、会議録検索システムでも発信しています。定例会後に発行される「天童市議会だより」「天童市議会会議録」などで公表していきます。他にも公表する手段を研究し、説明責任を果たしていきます。

- 2 法律の制度を活用し、市民の意見や専門的な見識等を議会に反映させていきます。
- 3 市民参加の機会を拡大し、市政に市民の多様な意見を反映させるため、年に数回、議会活動を報告し、市民との意見交換をする場を設けます。

第7条（議案に対する賛否の公表）

議会は、全ての議案に対する各議員の賛否を公表しなければならない。

【解説】

ここでは、議決した結果の公表について述べています。

議会の議決では議員に賛否を問いますが、賛否に対する議員の責任を明らかにするため、天童市議会ホームページや天童市議会だよりなどで、賛否を公表するものです。

第8条（市長等との関係）

- 1 議会審議において、議員と市長等は、常に健全な緊張関係を保持し、互いに議論を深めるように努めなければならない。
- 2 市長等は、本会議又は委員会に出席したときは、議員又は委員の質問又は質疑（以下「質問等」という。）の論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て、当該質問等を行った議員又は委員に対し、疑義を質することができる。

【解説】

ここでは、市長等との関係を述べています。

- 1 議会は議決権を有し、市長等は執行権を有し、お互いに異なる機能を有しています。それぞれが独立の立場で、常に健全な緊張関係を保持しながら、互いに議論を深めなければならないとしています。
- 2 市長等は本会議や委員会における、議員又は委員の質問等の趣旨及び論点について正しく理解できなければ、質問等に対して十分な答弁はできません。
市長等は、質問等の論点を整理するために、議長又は委員長の許可を得て、不明な点を質することができるとしています。

第9条（説明資料の請求）

議会は、予算又は決算の審査を行うときは、市長等に対し、審査に資するための説明資料の提出を求めることができる。

【解説】

ここでは、説明資料の請求について述べています。

議会が、予算又は決算を審査するには、内容を十分に理解する必要があるため、市長等に対して、審査に資するために必要な資料の提出を求めることができます。

第10条（市長等による政策等の形成過程の説明）

- 1 議会は、市長等が提案する重要な政策及び計画（以下「政策等」という。）の審議を行うときは、論点を明確にするとともに、政策等の水準を高めることに資するため、市長等に対し、次の各号に掲げる政策等の形成過程に関する事項の説明を求めるものとする。
 - (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
 - (4) 市の総合計画との整合性
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、前項の規定により政策等の審議を行うときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、十分な論議を尽くすものとする。

【解説】

ここでは、重要な政策等の形成過程に関する説明について述べています。

議会は、市長等が提案する重要な政策等の審議において、内容をよく理解したうえで十分な議論を尽くすために必要不可欠な説明を求めるものです。

第11条（検証）

- 1 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかを検証するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証の結果、改善が必要と認められるときは、適切な措置を講じなければならない。

【解説】

ここでは、この条例の検証について述べています。

議会は、常に社会情勢、市民福祉の向上や市勢発展の方向性に影響する要因など、様々な観点から、常に議会運営の内容等を吟味し、検証するものとし、改善が必要な場合は適切な措置を講じなければならないとしています。

第 1 2 条（委任）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

第 6 条第 3 項に規定してある市民との意見交換の実施など、この条例の施行に必要な細目については、別に定めて行うこととしています。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

天童市議会基本条例は、平成 2 5 年度第 8 回天童市議会定例会最終日（平成 2 6 年 3 月 2 0 日）で可決成立しました。なお、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行します。

